



Title	近代日本養蚕業の発展過程－発展する新興地域とその基盤－
Author(s)	加藤, 伸行
Citation	大阪大学, 2015, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/51840
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 加 藤 伸 行 ）	
論文題名	近代日本養蚕業の発展過程 ー発展する新興地域とその基盤ー
論文内容の要旨 近代日本養蚕業は、最大の輸出産業であった製糸業への原料供給部門であるとともに、近代日本農村・農業経済を支える重要な副業であった。当初、養蚕業は関東・東山の一部地域に偏在していたが、明治中後期以降、西日本地域を中心に全国に普及・浸透していく。本論文は、京都府を中心事例として、従来明らかでなかった西日本地域への養蚕業の普及・浸透過程およびその基盤を地域実態に即して明らかにするものである。 第1章では、議論の見通しをよくするために、統計データ等により、府県別の養蚕業発展の特徴について概観した。具体的には、「養蚕の西漸」と言われるとおり、関東・東山の東日本先進地域に対し、西日本地域は明治中期頃から量的・質的な成長が始まるが、西日本地域の成長は一樣ではなく、近畿地方の伝統府県（「新興地域A」）が比較的早く成長を始めるのに対し、中国・四国・九州地方（「新興地域B」）はそれに遅れて成長が始まることを確認した。また、東日本地域は経営規模が大きく、県域を越える繭の移出入が多いのに対し、西日本地域は経営規模が小さく、小農家族経営が中心であったこと、地元の繭を地元の製糸家が使用する自県消費型の傾向があった。 第2章では、明治中期西日本地域における蚕糸業組合組織化過程とそれに対する名望家層の関与形態を、京都府を事例に検討した。京都府は地場の絹織物マーケットを抱えており、蚕糸業の伝統があったものの、輸向けへの転換が遅れ、品質的にも低い評価を受けていた。そうした中、1885年に農商務省より蚕糸業組合準則が出され、蚕糸業を対象とした組織化政策が開始され、府でも組織化に取り組むこととなった。その過程で中心的な役割を担ったのが、波多野鶴吉を中心とする蚕糸業に関わりのある府会議員クラスの名望家層であり、初期の組合運営では地域間対立などの問題を抱えるものの、それを乗り越え、蚕種検査など諸事業を積極的に展開した。京都府のような「新興地域A」では、名望家層の積極的な関与で組合組織化が成功したものの、蚕糸業に関わりのある名望家層が少ない「新興地域B」では、当初の組合組織化は失敗する場合が多かった。 第3章では、従来明らかでなかった明治中期西日本地域への養蚕技術の普及実態を、養蚕伝習所を素材に検討した。明治中期の養蚕技術普及は、東日本先進地域では、高山社や競進社などの蚕種業者による民間の養蚕伝習所が中心として担われたことが知られている。他方、西日本地域はまだ後進的位置にあり、民間での技術普及には限界があったため、蚕糸業組合や府県、郡などによって養蚕伝習所が設置・運営されていた。また、伝習されていた養蚕技術は、農商務省蚕業試験場等の最新技術が導入されており、技術水準は東日本先進地域と遜色のないものであった。当該期の中心的な養蚕技術は、温度管理を伴う折衷育であったが、西日本地域は労働集約的な蚕業試験場の方式を導入しており、そのことが西日本地域における小農家族経営に適合した労働集約的な繭生産を技術的に準備したと考えられる。 第4章では、「新興地域A」に位置づけられる近畿地方の蚕糸業者が、品質向上につながる規制導入を求めて積極的に政治運動を展開していたことを明らかにした。近畿地方の蚕糸業者は、①粗悪蚕種流入の排除、②組合組織の強化、③神戸からの生糸出体制の整備、の3点を課題としており、特に帝国議会開設後は、議会開催にあわせて毎年積極的に運動を展開し、後に前田正名の全国実業団体運動と結びつくことで影響力を高め、最終的には1897年の蚕種検査法および重要輸出品同業組合法制定に結実した。 第5章では、運動の結果導入された蚕糸業規制を、西日本地域がいかに自らの養蚕業発展に結びつけていったのかを検討した。まず蚕種検査法の導入により、製造段階での立入検査等が可能になり、蚕種の病害歩合が劇的に減少したほか、規制強化に耐えられない零細な蚕種業者が淘汰されることとなり、粗悪蚕種の流入は解消されていった。また、重要輸出品同業組合法によって、蚕糸業組合は蚕糸同業組合に改組され、域内業者の強制加入や違約者への過怠金徴収など組合の権限が大幅に強化された。このことにより、京都府下の蚕糸同業組合はより積極的な事業展開が可能になり、蚕種検査や蚕病予防など府勸業行政の執行を技術的・事務的に下支えする役割も果たした。さらに京都府など「新興地域A」にとどまらず、それまで組合組織化が成功しなかった「新興地域B」の一部でも、強化された組合規制によって組合組織化を行い、蚕種統一など製品の品質向上に結びつく事業を展開した。このほか、西日本地域	

製糸業の特徴である優等糸生産を実現するため、蚕糸同業組合により繭取引の改善・合理化などの取り組みもみられた。

第6章では、養蚕技術革新によって養蚕業の発展がみられたとされる日露戦後期において、西日本地域養蚕業が発展した背後にある諸基盤の役割を検討した。日露戦後になると蚕糸業を含めて地方における勸業補助金の規模が急拡大するが、地域別にその特徴をみると、西日本府県の方が東日本先進府県よりも手厚くなっており、補助内容も共同経営の推進や巡回教師への補助などより多岐にわたっていた。これは、西日本地域における新たな農家副業として積極的に導入する意図があったと推測される。京都府では勸業補助金を蚕糸同業組合などの団体に散布し、それらが蓄積された技術や人材を生かして奨励事業を展開する間接的勸業体制が展開した。特に風穴など養蚕技術革新を支えるインフラの整備がこうした勸業補助金の拡大や間接的勸業体制を背景に進められていた。しかし、京都府では府が蚕糸業専門技術者の採用を進め、最終的には大正初期に普及する一代交配技術という技術革新に同業組合側が対応できず、府が直接事業に乗り出したことにより、直接的勸業体制へと転換した。

第7章では、近年の農業史における村落の機能を評価する議論を踏まえ、従来蚕糸業史研究では評価の対象とされてこなかった村落が養蚕業発展に果たした役割を検討した。日露戦後になると、養蚕技術普及が末端の村落レベルで展開されるようになった。京都府何鹿郡では、養蚕巡回講話が村落（区）を単位に開催され、村落もその動員に積極的に対応した。また、桑園補助は個々の農家を対象とするため、村落が計画の策定や取り纏めなど末端で政策遂行を支えた。日露戦後になると、村落を単位として小農家族経営を組織化する共同経営や養蚕組合の組織化が積極的に進められるようになるのが特徴であり、その普及率は西日本地域など新興地域がより高かった。京都府何鹿郡では、蚕糸同業組合が積極的に奨励し、設立された養蚕組合の一つ、位田蚕業組合では、村落内中上層が組合幹部として村落内全体の養蚕技術向上を牽引し、大正期を通じて安定した養蚕発展が見られた。また、養蚕組合を単位に製糸家との繭特約取引が普及し、成績に応じて組合に賞与金を与えたり、技術係を派遣するなど、村落単位での繭質向上を促すシステムが構築されていた。

補論では、1911年に成立した蚕糸業法の制定過程における農商務省の政策構想を、当時の農務局長であった下岡忠治に注目して検討した。蚕糸業法は、蚕種業者を対象に厳しい罰則規定を設けており、これが養蚕農家保護を企図するものであったこと、下岡は、養蚕・製糸・蚕種に分業化していた蚕糸業の秩序維持を問題意識として持っており、直前に視察した京都府何鹿郡の郡是製糸と養蚕農家との関係に影響を受けていたことなどを明らかにした。さらに、蚕糸業法の法案段階では、村落を単位とした養蚕組合の法制化が構想されており、最終的には断念されたものの、当時の農商務官僚が村落を養蚕業の重要な基盤として明確に位置づけていたことが明らかとなった。

終章では、本論での議論をまとめ、西日本地域養蚕業発展とそれに果たした諸基盤の役割について再整理した。蚕糸業史研究の基礎的な研究である石井寛治『日本蚕糸業史分析』では、上からの資本主義化で成長する「第Ⅱ類型製糸家」＝先進地域と、政策や「半封建的農村」に阻害されつつも自生的な発展を遂げようとする「第Ⅰ類型製糸家」＝新興地域という枠組みで地域類型を整理した。しかしながら、本論文で明らかにしたように実態はむしろ逆であり、近代日本養蚕業が西日本地域に浸透し、当該地域が発展していく過程において、政策（規制）や名望家、村落といった諸基盤が重要な役割を果たしていた。また、諸基盤は単独で機能を発揮したのではなく、相互に関連していたし、その有り様は、「新興地域A」、「新興地域B」など地域によっても差異が見られた。

養蚕業の発展は、西日本地域の村落や農家経営を大きく変容させた。京都府では桑園の多様な間作は密植桑園への転換により消滅し、収益性の高い養蚕業への集中が見られた。島根県出雲平野では、稲作地帯に養蚕業が導入され、小・自作層の資金繰りが改善された。このように、大正後期までは繭価の安定によって西日本地域では農村・農家経済の向上が見られたが、こうした「米と繭の経済構造」の脆弱性は、その後の繭価の惨落によって露呈する。名望家や政策、村落といった諸基盤が深く介在することなしに養蚕業が近代日本農村・農家経済にこれほど広く、深く浸透することは困難であった。したがって、そのことが抱え込んだ矛盾の解決は、経済更生運動の場において、やはりそれら諸基盤の上に模索されていくのである。

論文審査の結果の要旨及び担当者

加 藤 伸 行			
	(職)	氏	名
論文審査担当者	主 査	大阪大学 教授	飯塚一幸
	副 査	大阪大学 教授	村田路人
	副 査	大阪大学 教授	川合康
論文審査の結果の要旨			
以下、本文別紙			

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：近代日本養蚕業の発展過程－発展する新興地域とその基盤－

学位申請者 加藤伸行

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	飯塚一幸
副査	大阪大学教授	村田路人
副査	大阪大学教授	川合康

【論文内容の要旨】

本論文は、京都府を主な分析対象として、これまで本格的に検討されてこなかった西日本における養蚕業の発展過程を明らかにすることで、近代日本の蚕糸業研究に新境地を開こうとしたものである。全体は、本論文の課題と方法を提示した序章、第一章「近代日本養蚕業発展の概観」、第二章「明治中期蚕糸業組合の組織化と名望家層」、第三章「明治中期西日本地域への養蚕技術の普及と養蚕伝習所」、第四章「明治中期蚕糸業規制導入をめぐる運動の展開」、第五章「蚕糸業規制の導入と西日本養蚕業」、第六章「日露戦後における勸業体制の展開と変容」、第七章「日露戦後～大正期の養蚕業発展と村落・養蚕組合」、補論、終章から構成されており、分量は400字換算で330枚及び表27枚、図1枚である。

第一章は、養蚕業の発展のあり方により、東日本を先進地域と一九〇〇年代以降成長する新興地域、西日本を伝統的な繭生産があり明治中期から生産量が増える新興地域Aと一九〇〇年代以降新たに産地形成する新興地域Bという、四つの地域類型に分け、新興地域Aに属し主な分析対象である京都府蚕糸業の推移を概観した。第二章では、明治中期における京都府蚕糸業組合の活動を追い、蚕糸業に関わる府会議員クラスの名望家が厚く存在して組合幹部となり、比較的既存の蚕糸業秩序が弱かったことが、組織化成功の要因であったことを明らかにした。他方で、新興地域Bでは蚕糸業に利害のある名望家が乏しかったために、組合組織化が進展しなかったとした。次いで第三章では、名望家によって担われた京都府の蚕糸業組合が養蚕伝習所を設置し、農商務省蚕業試験場等の学術知と近世以来の実践知を折衷しつつ養蚕技術の普及を図っていく経緯を解明し、府会議員を兼ねた組合幹部が府から引き出した補助金の重要性にも触れた。これに対し、名望家の関与が希薄であった新興地域Bでは、養蚕伝習所の設置主体は組合ではなく府県・郡になるとした。

第四章では、名望家だけで蚕糸業秩序を形成できた東日本の先進地域とは異なり、蚕糸業の発展に国家による蚕糸業への規制を必要とした関西の蚕糸業者（名望家）の運動で、一八九七年に蚕種検査法と重要輸出品同業組合法が成立したことを証明した。さらに第五章では、蚕種検査法と同業組合法を活用しながら、生産量を拡大するだけでなく優等糸生産地域として品質向上を果たしていく西日本の養蚕業の展開を描いてみせ、当該期の勸業行政が、技術・人的資源等で行政よりも名望家に担われた同業組合に主導権があることを立証した。西日本の製糸家は蚕種改良を自主的に行うなど自生的成長を遂げるとする、石井寛治説の誤りを正したのである。

第六章では日露戦争後に検討対象を広げ、西日本では府県・郡が同業組合等に補助金を散布し積極的な蚕糸業奨励政策を展開する間接的勸業体制が作られたが、明治末年になると次第に府県が同業組合の技術力を吸収していく傾向が見られ、一代交配技術（ハイブリッド）の登場と普及を契機に、名望家の技術では対応できなくなり、行政主導の「試験場技術の時代」に転換するとした。次いで第七章では、京都府何鹿郡以久田村位田蚕業組合を事例に、村落共同体やそれを基盤とする養蚕組合が農家への技術普及の機能を果たすことで、小農副業としての養蚕経営が定着・発展していく実態を明らかにし、村落共同体は養蚕業の発展を阻害するとした石井寛治以来の理解に修正を迫った。また補論は、1911年に成立した蚕糸業法を立案した内務官僚下岡忠治が、同法制定に込めた政策意図を論じたものである。

【論文審査の結果の要旨】

明治・大正期の養蚕業については、生糸が戦前の重要輸出品であったために膨大な研究があるが、維新期から養蚕業が展開し先進地帯であった東日本を事例とする研究に偏ってきた。本論文は、こうした研究状況を打破するために、養蚕業の発展が遅れたものの明治中期から生産量を急伸させていく西日本に着目し、京都府を主な対象として分析を行った意欲作である。

本論文は、西日本養蚕業の発展と、(イ) 政府の勸業法制や府県による勸業行政、(ロ) 地方名望家に担われた同業組合、(ハ) 村落共同体を基盤とする養蚕組合との関係を丹念に跡付けることにより、幅広い領域にわたって石井寛治等による蚕糸業研究の通説に見直しを迫るものになっている。具体的には、①西日本では地方名望家に支えられた蚕糸同業組合が養蚕業成長の担い手となり、府県の勸業行政も組合や組合立の養蚕伝習所に依拠して進められたが、大正期に入ると技術革新に対応できず、府県立の試験場が主導する時代へと移行する、②政府による干渉を嫌う先進地域とは異なり、規制を求める関西の蚕糸業者の運動によって蚕種検査法や重要輸出品同業組合法が成立した、③日露戦争後、西日本では大字単位で設立された養蚕組合が養蚕農家への技術普及の機能を果たし、④の法制度とともに優等系生産地域としての発展を支えた、④1911年に成立した蚕糸業法は、蚕種統一だけでなく、同時期に進められた地方改良運動と同じく、既存の地域秩序を前提とした養蚕農家（小農）保護政策という側面も持っていたことなどを明らかにした。

また、本論文は、京都府熊野郡久美浜町の稲葉家文書・東稲葉家文書（京都府京丹後市蔵）、竹野郡永島家文書（京都府立丹後郷土資料館蔵）、竹野郡行待家文書（京都府立総合資料館蔵）、綾部市位田区高城館蔵位田区有文書、出雲市立平田図書館蔵旧役場文書、出雲市立中央図書館蔵旧役場文書などの、名望家の家文書、地域に残された役場文書や区有文書の史料整理の成果を縦横に活かしている点も高く評価すべきである。

ただし、西日本における養蚕業の発展を促した諸要因を強調するあまり、その過程で排除された人々や抱え込んだ矛盾への注目が弱まり、ややもすると単調な「発展史」に陥りかねない危険性を有している。また、養蚕農家の経営分析を欠いている点も改善の余地がある。とはいえ、本論文が分厚い研究蓄積のある近代日本の蚕糸業研究に正面から挑み、その水準を大きく引き上げた意義は動かない。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。